

**平成30年度
守谷市障がい者福祉計画（第3期）の
取組状況について**

1 共に築く福祉のまちづくり

1 共に築く福祉のまちづくり

1-1 共に支え合うまちづくりの推進

(1) 理解と交流の促進

【取組の方向性】

全ての人が「障がい」についての理解を深めることができるよう、講演会等の学習機会を設けるほか、市広報紙等を通じた啓発活動を行います。また、多様な場面において、障がいのある人となない人との交流機会を増やします。

施策・事業	内容	実施事項の詳細□実施事項がない場合は、その理由
講演会・勉強会の開催	講演会等を開催し、市民が「障がい」についての一般的な知識や専門的な知識を学ぶ機会を確保します。	民生委員・児童委員（中央地区）を対象とし、障がい者や障がい福祉サービスについての勉強会を開催しました。また、市民を対象として講演会を開催し、発達障がいについての学習機会を設けました。
広報活動の推進	市広報紙、市ホームページ、パンフレット等の様々な広報手段を用いて、「障がい」や「障がい者」に対する理解を深める啓発活動を推進します。	広報もりやや守谷市ホームページを活用し「障がい」や「障がい者」に対する理解を深めるための啓発活動を実施しました。
障がい者週間における啓発活動の実施	市庁舎に懸垂幕を掲示し、障がい者週間（12月3日から12月9日まで）の周知を図るとともに、この期間中において「障がい」についての理解を深めることができるよう、啓発活動を実施します。	障がい者について理解を深めるために、中央図書館において特設コーナーを設置し、障がいに関する図書等を展示しました。
福祉教育の推進	道徳の時間等において人権教育を実施するほか、福祉体験学習の機会を通して障がいについての理解を深める取組を行います。	小・中学校では、「人権教育全体計画」「人権教育推進計画」「人権教育年間指導計画」を作成し、道徳の時間、特別活動の時間等に、人権教育を行っています。 また、市内小中高合同で思いやりあふれる学校・街づくりを目的として「Moriyaきらめきフォーラム」を開催し、その小中高校生の話し合いから、「学校から地域へ広げよう～目に見える変化を起こそう～」を掲げ、各学校・中学校区で実践することができました。 福祉体験学習においては、総合的な学習等で各校計画的に取り組むことができました。
交流機会の確保	守谷市障がい者福祉センターで実施する「ひこうせんまつり」等のイベントを通じて、障がいのある人となない人との交流機会を確保します。また、特別支援学校の児童と地域の児童との交流機会を確保します。	守谷市障がい福祉サービス事業所連絡協議会主催の「守谷ふくしまつり」（12／1実施）や守谷市障がい者福祉センターで実施する「ひこうせんまつり」（3／16実施）等のイベントを通じて、障がいのある人となない人との交流を行いました。 伊奈特別支援学校、下妻特別支援学校に通っている児童・生徒が、市内小・中学校で居住地校交流を行いました。

(2) 市民参加による多様な福祉活動の促進

【取組の方向性】

市民の地域福祉の意識を高めるとともにボランティア意識の醸成に努め、地域ボランティアが地域福祉活動の担い手となるよう支援します。
また、ボランティア団体の交流やボランティア活動の活性化を促します。

施策・事業	内容	実施事項の詳細□(実施事項がない場合は、その理由)
ボランティアの確保・育成	ボランティア養成講座や研修会を開催するほか、ボランティア団体の交流会を実施します。	「守谷市障がい福祉サービス事業所連絡協議会」会長を講師に招き、守谷市ボランティア協会の研修会を開催しました。 伊奈特別支援学校守谷地区会と高野地区子どもヘルパー 守谷市ボランティア協会会員の交流を行いました。
ボランティア活動の支援	ボランティア活動に関する情報提供や活動場所の支援を行うことにより、市民がボランティア活動に参加できる環境を整えとともに、ボランティア活動を活性化します。	社会福祉協議会では、障がい者施設も含め、市内福祉関係施設等にアンケート調査を実施しました。その結果を踏まえ、市民活動支援センターとも情報を共有し、市民にボランティア活動情報を提供していく予定です。 市民協働推進課では、市民から寄せられるボランティア活動等の相談に対応しており、登録ボランティア団体数は、平成30年度実績86団体2,192人となっています。
ボランティアニーズの把握	障がい者がどのようなボランティアを求めているのかを把握し、ボランティア団体に障がい者が求める支援の情報を提供します。	障がい者施設も含め、市内福祉関係施設等にアンケート調査を実施。その結果を踏まえ、市民活動支援センターとも情報を共有し、市民にボランティア活動情報を提供していく予定です。
(仮称)地域福祉活動協力員制度の導入	地域の支え合い・助け合い等の地域福祉活動に取り組みため、地域福祉活動協力員制度の導入を進めます。	・高齢者等に対する「日常生活支援サービス」や「ほほえみサービス」といった既存制度の現状と今後の見通しについて担当部署に調査を行い、検証を行いました。

1 共に築く福祉のまちづくり

1-2 安心・安全な生活環境づくり

(1) 障がい者に配慮したまちづくりの推進

【取組の方向性】

障がいの有無にかかわらず、全ての人が快適に暮らせるよう、建物や道路、公共施設等のバリアフリー化等に取り組むとともに、民間事業者等に対してもこれらの取組への協力を要請します。

施策・事業	内容	実施事項の詳細□(実施事項がない場合は、その理由)
公共施設のバリアフリー化の推進	公共施設の建設や改修に当たっては、段差の解消や手すりの設置、障がいの特性に配慮した同線の確保等、全ての人が利用しやすいように施設整備をおこないます。	概ね改善されているため、平成30年度は実施箇所はありませんでしたが、引き続き、全ての人が利用しやすい施設整備を促進します。
安全な歩行空間の整備	道路の新設や改修に当たっては、全ての人が安心して通行できるよう、安全な歩行空間の整備を行います。また、障がい者の通行の妨げにまる歩道上の不法占有物を解消し、安全な歩行空間を確保します。	・狭あい道路の拡幅工事を2路線行いました。 ・ふれあい道路の街路樹の根上がりの凹凸の改修をしました。
点字ブロックの設置	視覚障がい者が安全に移動できるよう、歩道の新設や改修に当たっては、点字ブロックを設置します。また、点字ブロックの破損が確認された場合には、早期に改修します。	・新たな自由通路点字ブロックを設置しました。 ・既存点字ブロックの改修を1ヶ所実施しました。
低床バスの導入	市が運行するコミュニティ・バスについて、障がい者や高齢者等に利用しやすいよう、低床バスによる運行を推進します。	もりやコミュニティバス6台中2台を低床バス（ワンステップバス）で運行しています。また、関東鉄道株式会社が市内を運行する路線バスは、9割が低床バス（ノンステップ・ワンステップバス）です。さらに路線バスについては、今後、ワンステップバスも、ノンステップバスへ入れ替える予定です。
民間施設のバリアフリー化の推進	民間事業者が公共性の高い施設を建設する際には、全ての人が利用しやすい施設となるよう整備を促します。	開発行為等の申請があった場合には、障がい者用の駐車スペースやスロープ及び手すりの設置の有無を確認して指導しています。
障がい者に配慮した駐車場設置の推進	民間事業者が設置する公共性の高い施設において、身体に障がいのある人等に配慮した駐車場の設置を促します。	開発行為等の計画の相談や申請があった場合に、公共性の高い施設は勿論のこと、公益性の高い施設、店舗及びサービス施設の計画の場合には、障がい者等用駐車場の設置の有無を判断し指導しています。

(2) 居住環境の整備・改善

【取組の方向性】

障がいの状態に応じて行う住宅改修や住宅内の移動等を支援する用具の購入について、支援を行います。また、公営住宅については、障がいのある人の入居に配慮するとともに、障がい者も安心して暮らせるよう、バリアフリー化の取組を進めます。

施策・事業	内容	実施事項の詳細□実施事項がない場合は、その理由)
住宅改修の支援	身体に障がいのある人が自宅において安心して暮らすことができるよう、住宅の改修に必要な費用を助成します。また、住宅改修費用の助成制度を広く周知・案内し、対象者が遺漏なく利用できるよう支援します。	身体障害者手帳等を交付する方に、制度の説明をしています。 H30申請件数 10件 1,819,140円
移動・移乗支援用具の給付	居住環境における安全な移動・移乗に資するため、住宅内における移動・移乗支援用具（手すり、スロープ等）を給付します。	家庭内の移動等に必要の方に、制度の説明をしています。 H30申請件数 2件 67,845円
公営住宅のバリアフリー化の推進	障がい者が利用しやすいように、公営住宅のバリアフリー化を推進します。	市営住宅12戸の浴室をバリアフリー化しました。

(3) 暮らしの安全対策の充実

【取組の方向性】

災害が発生した際に、一人で避難することができない障がい者の支援が行えるよう、地域ぐるみでの見守り体制の構築を図ります。また、障がい者や高齢者等に対する犯罪被害を防止するための防犯知識の周知や地域における防犯体制の充実を目指します。

施策・事業	内容	実施事項の詳細□実施事項がない場合は、その理由)
避難行動要支援者名簿の整備	災害が発生した際等に自ら避難することが困難で支援が必要な人を把握し、有事の際にこれらの人が円滑に避難できるよう、避難行動要支援者名簿を整備します。	改正災害対策基本法に基づく避難行動要支援者登録制度を導入し、広報もりや8月10日号で制度の周知を行いました。また、避難行動要支援者に同意確認を行い、避難行動要支援者名簿を作成し、2月25日から自治会・町内会に名簿を交付しています。また、避難支援等のマニュアルを作成しました。
福祉避難所の確保・周知	通常の避難所では避難生活が困難な人のために、福祉施設等と協定を結ぶことで福祉避難所を確保し、当該避難所の情報を周知します。	新規開設の施設がなかったため実施事項がありませんでした。
NET119の登録の勧奨	音声による緊急通報が困難な障がい者に対して、NET119への登録を勧奨し、緊急時の通報手段を確保します。	「障がい者福祉のしおり」に記載し、音声による緊急通報が困難な障がい者に対して、NET119への登録を勧奨しました。
「メールもりや」・「Morinfo（もりんふお）」登録の促進	「メールもりや」・「Morinfo（もりんふお）」登録を促進し、災害や防犯に係る情報をいち早く入手できるよう支援します。	サービス事業所連絡協議会、防災講演会や市内イベントにおいて「メールもりや」、「Morinfo（もりんふお）」のPRを行い登録を推進するとともに、窓口において「メールもりや」、「Morinfo（もりんふお）」のインストールのお手伝いをして、災害・防犯情報を早期に入手できるような支援を行っています。
防犯体制の充実	障がい者や高齢者等が悪徳商法等の犯罪被害者にならないよう、防犯知識の周知や消費者被害防止に向けた情報を提供します。また、犯罪の発生を未然に防ぐため、地域における自主的な防犯活動を促進します。	消費者被害の事例を広報誌に定期的に掲載し被害防止に、防犯講話や防犯キャンペーンを通して、防犯知識の向上に努めました。また、広報紙を通して、犯罪の発生状況や犯罪に遭わないための方法を周知しました。さらに、消費者啓発関係のパンフレットや冊子を市役所庁舎内に設置したりイベント等で配布するなどし、最新の情報を提供した。

2 地域で自立した主体的な生活の支援

2 地域で自立した主体的な生活の支援

2-1 権利擁護の推進

(1) 権利の擁護

【取組の方向性】

障がいのため自ら法律行為を行うことや財産を管理することが困難な人のために、成年後見制度の利用支援を行います。

施策・事業	内容	H30年度における実施事項の詳細 (実施事項がない場合は、その理由)
成年後見制度の周知	成年後見制度についての認知度が低いため、市広報紙等により制度の周知を図ります。	窓口において、成年後見制度の利用が見込まれる方の親族からの相談に応じ、制度の概要や申立て手続き等について説明を行いました。
成年後見制度の利用支援	成年後見制度の利用が必要と見込まれる人について、申立てを行うことができる親族に対して成年後見審判の申立てを促します。また、申立てを行う人がいない場合には、「守谷市成年後見制度利用支援事業実施要綱」に定めるところにより、成年後見制度の利用支援を行います。	1 認知症等の理由により日常生活を営むことに支障がある高齢者に対して成年後見審判申立ての利用支援を実施しました。 ①市長申し立て件数：3件 ②親族申し立て作成支援件数：5件 2 成年後見制度利用促進目的に専門職による相談を実施しました。 ①成年後見出張相談会6回計画、2回開催（予約制） ②随時相談：対応件数32件

(2) 差別の解消

【取組の方向性】

障がい者に対する差別行為の防止及び合理的配慮の提供に関する啓発及び知識の普及を行い、障がい者に対する差別の解消を目指します。

施策・事業	内容	H30年度における実施事項の詳細 (実施事項がない場合は、その理由)
差別解消の周知・啓発	市広報紙や市ホームページ等により、障がい者に対する差別の解消についての啓発や知識の普及を行います。	もりや広報11/25号に障がい者週間のPRに併せて障がい者に対する差別解消の周知を図りました。
市職員に対する研修	「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に定められた事項が順守されるよう、市職員に対する研修を実施します。	講師との日程調整ができませんでした。

(3) 虐待の防止

【取組の方向性】

何人も、障がい者を虐待してはならないことを周知し、障がい者虐待の防止や早期発見、迅速な対応及びその後の適切な支援を行います。

施策・事業	内容	H30年度における実施事項の詳細 (実施事項がない場合は、その理由)
虐待防止に関する啓発	障がい者に対する虐待防止のため、市民や福祉サービス事業者に対して啓発を行います。	「障がい福祉のしおり」において、障がい者虐待防止センターを周知しました。また、市内事業所に対して、虐待の類型や事例について説明し、虐待の早期発見及び通報について協力を要請しました。
事業者による虐待の防止	福祉サービス事業所において障がい者に対する虐待が生じないように、事業者における虐待防止の研修の実施を働きかけます。	市内の事業所に対して虐待の類型を説明しました。また、事業所実地指導において、虐待防止の取組について進言しました。
虐待の早期発見・通報	障がい者に対する虐待を発見したときは、速やかに障がい者虐待防止センターに通報するよう周知します。	市内の事業所に対して、虐待の類型や事例について説明し、虐待の早期発見及び通報について協力を要請しました。虐待の早期発見・通報ともに1件ずつあり、関係機関との連絡を蜜に対応しました。
虐待案件の解決のための体制整備	警察や医療機関等の関係団体と十分に連携し、虐待案件の迅速な解決に取り組みます。また、福祉サービス事業所における虐待案件については速やかに茨城県に通報し、必要に応じて特別監査を実施します。	虐待案件が2件あり、警察、教育機関、事業所と連携し、虐待案件についての情報共有及び解決のための協議を実施しました。

2 地域で自立した主体的な生活の支援

2-2 生活支援サービスの充実

(1) 日常生活の支援

【取組の方向性】

障がい者が住み慣れた地域において安心して暮らしていくことができるよう、福祉サービスの提供体制の充実を図ります。また、障がい者の生活の支援と安定を図るための各種制度の周知を行います。

施策・事業	内容	H30年度における実施事項の詳細 (実施事項がない場合は、その理由)
介護給付の提供	日常生活に支援が必要な障がい者が、自宅や施設において安心して生活ができるよう、サービスの提供体制を確保します。	相談支援専門員が作成するサービス等利用計画に基づき、障がいのあるかたが必要なサービスを受けることができるように支給決定を行いました。 平成30年度延べ利用者数：3, 102人
訓練等給付の提供	地域社会において自立した生活ができるよう、必要な訓練を受けたり、福祉的就労や就労についての支援が受けられるよう、サービスの提供体制を確保します。	相談支援専門員が作成するサービス等利用計画に基づき、障がいのあるかたが必要なサービスを受けることができるように支給決定を行いました。 平成30年度延べ利用者数：2, 313人
障がい児通所支援の提供	療育が必要な児童やその保護者が適切な支援が受けられるよう、サービスの提供体制を確保します。	市役所の窓口や療育教室、保健センターに相談に来た、療育が必要な児童やその保護者に対して、必要なサービスが提供できるよう支給決定を行いました。 また、こども療育教室では、保護者と随時面談を実施し、円滑に支援が開始できるよう、情報提供を行いました。 平成30年度支給決定件数：3, 690人
その他の生活支援サービスの提供	障がい福祉サービスや障がい児通所支援では満たしきれない支援ニーズに対応するため、地域生活支援事業を実施して、支援の更なる充実を図ります。また、身体に障がいのある人に対しては補装具の交付等により、日常生活や社会生活がより快適に送れるよう支援します。	障がい福祉サービスや障がい児通所支援では満たしきれない支援を要する方への対応として、訪問入浴サービス日中一時支援事業、移動支援事業等の地域生活支援事業を実施しました。 また、身体障がいのある方に対し、補装具を交付することで、より快適な生活が送れるように支援しました。

サービス提供事業者の参入促進	訪問系サービスや短期入所を行う市内の事業所が少ないため、民間事業者による事業所の開設を促します。また、新たに「自立生活援助」、「就労定着支援」といったサービスが開始されるため、これらのニーズを把握し事業者の参入を促します。さらに、新たな支援ニーズが顕在化した場合には、必要に応じて事業者の参入を促します。	民間事業者から事業者の開設に関する相談があった際に、現在の当市の事業所の状況や利用者のニーズを伝え、事業所の参入を促しました。
生活を支援する制度の周知	障がい者の生活の支援を図るため、障がい者が受給できる年金や手当について周知します。また、税の控除や医療費の助成制度、各種割引制度を案内し、障がい者の経済的負担の軽減を図ります。	特別支援学校に通う障がい児の保護者を対象として勉強会を開催し、障がい年金や手当、各種助成制度についての説明を行いました。また、「障がい者福祉のしおり」や守谷市ホームページで市民に周知を図りました。

(2) 相談支援体制の充実

【取組の方向性】

障がい者やその家族から寄せられる様々な相談の内容に応じて、適切な支援につなげることができるよう、市の各相談窓口の連携に努めます。また、身近な相談から専門的な相談に至るまでの総合的な相談体制を構築するため、市と相談支援事業所や関係機関が連携を密にすることはもとより、身近なところで気軽に相談できる体制を整備します。

施策・事業	内容	H30年度における実施事項の詳細 (実施事項がない場合は、その理由)
関係機関による相談体制の整備	市に寄せられる、保健・医療・福祉等の多岐にわたる相談に的確に対応できるよう、課の単位にとらわれることなく、関係部署が連携して支援します。また、市の機関のみで解決できない相談については、医療機関・保健所等の外部の関係機関と連携し、相談支援を実施します。	課の単位に捉われることなく、具体的なケースに応じて関係各課と連携して情報共有し、解決のために協議を実施しました。また、学校や医療機関等の外部機関とも連携し、課題の解決に取り組みしました。
福祉サービス利用に係る相談体制の整備	福祉サービスの利用に係る相談については、相談支援事業所において十分なアセスメントを実施し、必要な福祉サービスが受けられるよう適切に支援します。また、事業者の参入を促して相談支援体制の更なる充実を図るとともに、相談支援専門員の意見交換の場として設立された障がい者相談員連絡会を活用し、相談員の資質向上に取り組めます。	福祉サービスの利用に係る相談については、相談支援事業所において十分なアセスメントを実施し、必要な福祉サービスが受けられるよう適切な支援を行いました。平成30年度には新たに1事業所が参入し、障がい者及び障がい児の相談支援を展開しています。また障がい者相談員連絡会を4回開催し、新制度についての学習や具体的ケースについての意見交換を行い、相談員の資質向上に努めました。

障がい者相談員による支援	当事者やその家族だからこそ打ち明けられるような相談については、身体障がい者相談員、知的障がい者相談員が同じ目線に立って、相談支援を実施します。また、障がい者相談員の資質向上のため、相談員研修会に積極的に参加します。	相談員としての見識を深めるため、身体障がい者相談員及び知的障がい者相談員が研修会に参加しました。身体障がい者相談員は2件、知的障がい者相談員は1件の相談を行いました。
民生委員・児童委員による支援	民生委員・児童委員の役割や活動について広く周知を図り、身近な地域で相談が受けられるようにします。	平成30年12月にホームページの見直しを行い、活動内容及び組織の概要並びに人数、民生委員児童委員の名簿を掲載する等、周知内容の向上に努めました。

(3) 生活の場の確保

【取組の方向性】

障がい者が人格と個性が尊重された生活を送ることができるよう、それぞれの障がいの特性に応じた多様な生活の場を確保します。

施策・事業	内容	H30年度における実施事項の詳細 (実施事項がない場合は、その理由)
グループホームの整備の推進	施設等を退所して地域で生活する人や「親亡き後」に自立した生活を営む場として、グループホームの整備を推進します。	事業所等に、グループホームが不足していることを伝え、整備に推進を図りました。
施設入所の支援	障がいの特性等により在宅生活が困難で、日常生活上の介護が常時必要な人については、十分なアセスメントを実施した上で、施設への入所を支援します。	在宅生活が困難で施設入所を希望するかたに十分なアセスメントを実施し、施設への入所を支援しました。
公営住宅の入居の支援	障がい者が公営住宅に入居しやすいよう、入居者の選考に当たり配慮します。	入居選考基準表において、障がい者に配慮した加点枠を設けています。(入居予定者に障がい者等のいる世帯)

(4) 地域生活への移行の推進

【取組の方向性】

施設入所者や長期入院患者の地域生活への移行を推進するに当たっては、十分なアセスメントを実施し、本人の意向を踏まえながら、地域生活への移行に取り組みます。

施策・事業	内容	H30年度における実施事項の詳細 (実施事項がない場合は、その理由)
地域生活への移行 ニーズの把握	施設に入所する障がい者やその家族が、生活の場所についてどのような意向を有しているかについて、相談支援専門員を通じて把握します。	相談支援専門員が、施設に入所する障がい者やその家族から生活の場所や今後のサービスについてどのような意向を有しているかアセスメントを行い、地域移行についてのニーズを把握しました。
福祉サービスの利用 の推進	地域生活に移行する障がい者に対しては、地域移行支援、地域定着支援、自立生活援助といったサービスを提供し、地域生活への円滑な移行や地域生活の継続を支援します。また、地域社会での生活を送るに当たっては、居宅介護等の居住系サービスを提供するほか、グループホームの利用を支援します。	地域生活への移行を希望する障がい者に対して、地域移行支援のサービスを提供しました。また、地域社会での生活を送るにあたって、居宅介等のサービスやグループホームの利用を支援し、スムーズに移行することができました。

(5) 制度の円滑な運営と利用促進

【取組の方向性】

障がい者が必要とする支援を適切に受けることができるよう、各種制度や福祉サービスの情報提供を行います。また、提供されるサービスの質の向上を図るため、事業者に対して必要な指導を行います。

施策・事業	内容	H30年度における実施事項の詳細 (実施事項がない場合は、その理由)
障がい者に対する各種制度の周知	「障がい福祉のしおり」を配布するほか、説明会等を開催し、障がい者に対する支援制度や福祉サービスを周知します。	窓口での個別対応により、対象者に合ったサービスが受けられるように説明しました。また、特別支援学校卒業後に利用するサービスの選択に資するため、その保護者を対象として、サービスの類型や特徴、利用手順についての勉強会を開催しました。
福祉サービスの利用の促進	障がい者が日常生活や社会生活を送る上で必要とされる福祉サービスを案内し、その人に応じたサービスの種類及び量が適切に提供されるよう支援します。	相談支援専門員が障がい者及びその家族の意向を把握し、その方に合ったサービスが適切に提供されるよう支援を行っています。また、相談支援専門員に繋がらない利用者や地域生活支援事業の利用を希望する方に対しては、市職員がアセスメントし、適切にサービスが受けられるよう支援しました。
福祉サービスの質の向上	サービスの質の向上及び事業所運営の適正化を目的として、県と連携してサービス提供事業者に対し実地指導を行います。また、事業所の資質向上のため、事業所同士が活発に意見や情報の交換が行えるよう、必要な支援を行います。	県と連携して、8ヶ所のサービス提供事業者に対し、実地指導を行いました。また、守谷市障がい者福祉サービス事業所連絡協議会の活動に資するため、会議室の提供を行うほか、福祉サービスや報酬についての説明を実施しました。

2 地域で自立した主体的な生活の支援

2-3 保健・予防の充実

(1) 保健サービスの充実

【取組の方向性】

生涯にわたって健康を保持し、障がいの原因となる疾病等の予防に資することができるよう、ライフステージに応じて健康診査や保健指導を実施します。

施策・事業	内容	H30年度における実施事項の詳細 (実施事項がない場合は、その理由)
乳幼児に対する健康診査の実施	乳幼児の成長段階に応じ、3か月児から3歳5か月児までについて、定期に健康診査を行います。また、健康診査の結果を踏まえて、必要に応じて、事後指導や個別相談を実施します。	3～4か月児健診（年24回）、1歳6か月児健診（年24回）、3歳5か月児健診（年27回）及び各健診の事後指導として、発達相談会を実施した。3歳5か月児健診後、耳の聞こえと視力に関しては、精密検査受診券を発行しました。
就学児童等に対する健康診断の実施	次年度に就学を控えた児童に対し、各小学校において、視力、聴力、内科検診、知能検査等を行います。また、就学後においては、各学校において、内科検診、色覚検査、腎臓検診、心臓検診等を行います。	公立の市内小学校全校において、就学前の児童全員を対象に健康診断を実施しています。また障がいのある児童においては、障がいの程度に合わせ対応しています。また内科検診等は就学後に実施しています。
妊婦の健康診査の実施	病院において妊婦が受ける健康診査について、年14回を上限として健康診査費用の一部を助成します。	妊婦健康診査の助成を述べ7,210人に実施しました。
成人の健康診査の実施	健康づくり健康診査、特定健康診査、後期高齢者医療健康診査といった世代に応じた健康診査のほか、がん検診を実施します。	各種健康診査、各種がん検診及び検診後のフォローを実施しました。

(2)こころの健康づくりの推進

【取組の方向性】

こころの健康づくりに関する理解の促進のため、啓発活動や講座を行います。また、専門的知識を有する者の相談が受けられるよう、相談窓口を開設します。

施策・事業	内容	H30年度における実施事項の詳細 (実施事項がない場合は、その理由)
理解促進・啓発活動の実施	市広報紙や市ホームページ、健診やイベント等の機会を利用して、こころの健康についての理解促進や啓発活動を実施します。	メンタルヘルスに関する講座を2回、街頭啓発活動を2回実施した。少しでも多くの人に関心を持っていただくように今後も継続して行います。
学習機会の提供	メンタルヘルスに関する講座を開講するほか、地域のサークルや町内会などに出向いて、出前講座を実施します。	メンタルヘルスに関する講座を2回、精神保健福祉ボランティアフォローアップ講座を1回実施したほか、出前講座を2回実施しています。
相談窓口の充実	定期的に相談窓口を開設するほか、精神保健福祉士による電話、面接、訪問により、「こころの健康相談」を実施します。	定例の「こころの健康相談」（年12回）のほか、随時相談を継続しています。休日の家族向けの相談として、アルコール依存症の家族向け相談会を実施しました。
関係機関との連携	「こころの健康相談」等において支援が必要と判断されたケースについては、福祉、医療機関、警察等の関係機関と連携してカンファレンス等を実施します。	確実に次の相談窓口につなげるために、適切な情報共有を図るとともに、相談窓口につなげた後の確認を行っています。

(3) 難病患者への支援

【取組の方向性】

難病患者の日常生活や社会生活に資するため、福祉サービスや手当を適切に受給することができるよう支援します。

施策・事業	内容	H30年度における実施事項の詳細 (実施事項がない場合は、その理由)
難病患者へのサービスの提供	難病患者の日常生活や社会生活を支援するために、相談支援専門員や福祉サービス事業所と連携して必要な福祉サービスを提供します。また、在宅生活の支援のために必要とされる日常生活用具を給付します。	難病による日常生活用具の申請はありませんでした。
小児慢性特定疾病児の日常生活用具の給付	医療機関と連携して制度を案内し、疾病児の在宅生活の支援のために必要とされる日常生活用具を給付します。	制度は医療機関を通じて周知されているところですが、平成30年度は申請がありませんでした。
手当の支給	難病患者の福祉の増進のため、難病患者福祉手当を支給します。手当の支給に当たっては、保健所と連携して制度の周知を行うほか、受給資格者に対しては、手当の受給を積極的に勧奨します。	保健所と連携し、受給者証の交付を受けた方に対し難病患者福祉手当の受給手続の周知を実施しました。受給者証を継続して交付されている方に対しても勧奨を行いました。 平成30年度延べ受給者数：384名

(4)発達障がい児(者)への支援

【取組の方向性】

市民が発達障がいの特性についての理解を深めることができるよう必要な措置を講じ、発達障がいのある人の自立や社会参加への協力意識を醸成します。また、発達障がいは、症状の発現後できるだけ早期に支援を行うことが重要であるとされていることから、発達障がいの早期発見や総合的な相談体制の構築に向けて取り組みます。

施策・事業	内容	H30年度における実施事項の詳細 (実施事項がない場合は、その理由)
発達障がいに関する理解の促進	発達障がいについての知識と理解を深めることができるよう、市広報紙等において特集記事を掲載するほか、学習機会を設けます。	発達障がい児の専門医を講師として招き、発達障がいの特性や発達障がい児との向き合い方等をテーマとした講演会を開催しました。
早期発見の取組	乳幼児健康診査等において発達障がい疑われるとされた乳幼児に対して、保健所において専門医による発達相談を行い、障がいの早期発見に努めます。また、就学時健康診断の結果等を踏まえ、早期からの教育相談・支援体制を引き続き実施します。	【こども療育教室】 保健センターとの連携により、乳幼児健康診査において発達上の問題を指摘された乳幼児の保護者と面接を行っています。 また、こども療育教室の利用者の希望に応じて、就学する小学校や特別支援学校への引継を行っています。 3歳5か月児健康診査で視能訓練士による視力検査、自宅でのささやき声での聴力検査を実施しています。それぞれ精密検査が必要なケース（視力75件、聴力3件）について、医療機関へ繋ぎました。 3～4か月児健康診査（年24回）、1歳6か月児健康診査（年24回）及び3歳5か月児健康診査（年27回）を実施し、発達障害が疑われるケースについて関係機関に繋ぎました（療育教室39件）。
相談体制の構築	発達障がいのある人の特性に配慮しつつ総合的に相談に応じることができるよう、医療機関や保健所、茨城県発達障害者支援センター、教育委員会等の関係機関と連携して相談体制を整備します。	【社会福祉課】 精神病院に入院中の発達障がい者が地域生活への移行を希望したため、茨城県発達障害者支援センター、医療機関、相談支援専門員等と相談体制を構築し、グループホームへの入所を実現しました。 【こども療育教室】 こども療育教室の利用者の希望に応じて、竜ヶ崎保健所の発達相談への同行、教育委員会指導室との就学に関する面談の同席等を行っています。

3 ライフステージに応じた社会参加の支援と自立

3 ライフステージに応じた社会参加の支援と自立

3-1 教育の充実

(1)療育・発達支援体制の充実

【取組の方向性】

障がいのある児童や障がい疑われる児童の早期療育のため、母子保健事業の充実に努めるとともに、児童一人ひとりの状況に応じた療育・保育を実施します。

施策・事業	内容	H30年度における実施事項の詳細 (実施事項がない場合は、その理由)
未熟児の発達の支援	医師が入院養育を必要と認めた未熟児が入院治療を受ける場合に、養育医療費を支給します。また、乳幼児の養育上の必要に応じて、保健師等による訪問指導を行います。	平成30年度の給付事業実施状況 給付実人員 12人、給付延べ日数 555日 保健師の訪問指導 延べ27件
発育・発達の相談	保健センターにおいて、発達相談会を実施し、乳幼児の発育や発達についての相談を行います。	発達相談会を年40回実施し、延べ128人の相談を受け、必要に応じて関係機関を紹介しました。
自立支援医療（育成医療）費の支給	児童の早期の障がいの軽減を図るため、自立支援医療（育成医療）費を支給します。	身体上の障がいを持つ児童が、その障がいの除去、軽減のために受ける手術等の医療について、医療費の一部を助成しました。支給件数 13件 支給額 1,308,000円
障がい児保育の充実	障がいのある児童の保育需要に対応するため、保育所において受入体制を整え、障がい児の入所に配慮します。	保育所への入所の際、障がいがある児童については、公立・民間保育所等に加配保育士の配置等により受け入れができるかを確認し、受け入れが可能な保育所に対して、当該児童を入所選考によらず優先的に入所できるよう配慮しています。
障がい児通所支援の提供	障がいのある児童や障がい疑われる児童に対して、児童発達支援や放課後等デイサービス等の障がい児通所支援を提供し、療育を実施します。	【社会福祉課】 障がいのある児童や障がい疑われる児童に対して、児童発達支援（H30年度延べ1,383人）、放課後等デイサービス（H30年度延べ2,307人）のサービスに提供を行いました。 【こども療育教室】 こども療育教室の利用者に対して、個別指導（1回1時間、月3回まで）、小集団指導（未就園児対象、週1回）、水療育（年8回）、個別の相談を実施しています。また、利用者の希望に応じて、入学する小学校や特別支援学校への引継や放課後等デイサービスに関する情報提供を行っています。

(2)障がい児(者)教育の充実

【取組の方向性】

一人ひとりの個性や可能性を伸ばすために、それぞれの教育的ニーズを把握し、学習や生活上の困難を克服し、社会参加するために必要な力を培います。そのため、一人ひとりにあった教育環境を実現し、障がいの特性に応じた教育を実施します。

施策・事業	内容	H30年度における実施事項の詳細 (実施事項がない場合は、その理由)
インクルーシブ教育の推進	障がいの有無にかかわらず、可能な限り共に教育を受けられるよう教育環境の整備を行うとともに、個々の児童の教育的ニーズに応じた教育を提供します。	障がいの有無にかかわらず、共に教育を受けられるよう教育環境の整備をしたり、介護補助員を活用したりと個々のニーズに応じた教育を提供しました。
校内支援体制の構築	特別支援教育コーディネーターを中心として、障がい児の校内支援体制を構築します。また、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家や介護補助員を活用して、障がい児の多様なニーズに応じた支援を提供します。	特別支援教育コーディネーターを中心に校内支援体制を構築している他に、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家や介護補助員を活用、総合教育支援センターとの連携をしながら、支援が必要な児童生徒のニーズに応じた支援を提供しました。
障がいの特性に応じた教育環境の選択	障がいにより支援を必要とする児童が、それぞれの特性に応じた教育環境が選択できるよう、就学相談や進路指導を実施します。	指導室とこども療育教室との連携により、小学校や特別支援学校の見学や指導主事との就学相談を実施しています。また、特性に応じた教育環境が選択できるよう小中学校就学前に相談や面談、学校見学を実施し、特性に応じた進路指導に努めました。
教職員の資質向上	障がい児一人ひとりの教育的ニーズに対して適切な指導を行うことができるよう、教職員の資質向上のための研修を実施します。	特別支援学級担当の教員に向け、担当者研修会を行ったり、守谷市教育支援センターと連携し、スキルアップ研修を行いました。
学校施設のバリアフリー化	障がいの有無にかかわらず、全ての児童が通学する学校においてバリア（障壁）を感じることのないよう、学校施設のバリアフリー化を推進します。	御所ヶ丘中学校屋内運動場改修工事（多目的トイレ・スロープの設置）を行いました。
放課後児童クラブでの障がい児の受入れ	障がいのある児童も放課後児童クラブの利用ができるよう、必要な職員を配置するなどして受入れ体制を確保します。	入所段階での個別面談を経て、可能な限り受け入れをしています。日常生活の対応については、学校と情報を共有・連携して保育にあたりました。
生涯学習情報の提供	公民館で開催する各種講座やイベント情報や、公民館等の定期使用団体の会員募集情報を提供します。また、文化、芸術、スポーツ、レクリエーション等の専門知識・技能を有している指導者を、要請に応じて紹介します。	公民館で開催する各種講座やイベント情報や、公民館等の定期使用団体の会員募集情報を市の広報誌やSNSなどを活用して提供しました。また、文化、芸術、スポーツ、レクリエーション等の専門知識・技能を有している指導者を、要請に応じて守谷市生涯学習人材バンクから紹介しました。

3 ライフステージに応じた社会参加の支援と自立

3-2 雇用・就労の促進

(1) 多様な就労の場の確保と支援

【取組の方向性】

障がい者の雇用について、企業等に対し理解の促進及び啓発の働きかけを行い、障がい者雇用についての気運を醸成します。また、障がい者に対しては、福祉サービス事業者や労政関係機関と連携して、就労の支援及び就労先への定着を支援します。

施策・事業	内容	H30年度における実施事項の詳細 (実施事項がない場合は、その理由)
障がい者の雇用についての理解の促進	市内の企業等に対し、障がい者の雇用についての理解促進と雇用の拡大を推進するため、公共職業安定所と連携して啓発活動を実施します。	公共職業安定所との連携は取れませんでした。地域自立支援協議会及び就労系事業所を対象とした会議において、就労機会拡大を検討するため意見交換会を行いました。
障がい者雇用に係る支援・助成制度の周知	障がい者を雇用しようとする企業等に対して、障がい者雇用についての支援や助成に係る制度を紹介するなどして、障がい者を雇用するに当たり憂慮される事項の解決を図ります。	企業等からの相談がなかったため、制度の紹介機会がありませんでした。
就職面接会情報の提供	障がい者と雇用を希望する企業等が一堂に会する「障がい者就職面接会」の開催情報を提供します。	障がい者就職面接会の開催情報を窓口に置き、移動支援事業所にはメールで周知しました。
就労のための訓練の実施	企業等への就労を希望する人に、就労に必要な知識及び能力向上のための訓練等を実施するため、就労移行支援の積極的な利用を支援します。	就労移行支援の積極的な利用を支援し、サービスの提供を行いました。 H30年度延べ：226人
就労定着の支援	企業等に就労した障がい者が抱える就業面や生活面での不安や問題の解消のために、障害者就業・生活支援センター等の支援機関を通じて、就職後も安定した職業生活が送れるように継続的な定着支援を実施します。	支援機関を通じて、就職後も安定した職業生活送れるように就労定着支援のサービス提供を行いました。 H30年度延べ：11人
公共機関での雇用	市役所において、障がい者を計画的に雇用します。	新規職員採用の際、障がい者も併せて募集しています。次年度以降も計画的な募集に努めます。

(2)福祉的就労の場の充実

【取組の方向性】

福祉的就労を希望する障がい者の活動の場を確保するとともに、就労意欲の向上と工賃(賃金)水準の引上げを目指します。

施策・事業	内容	H30年度における実施事項の詳細 (実施事項がない場合は、その理由)
福祉的就労の場の確保	福祉サービス事業所や地域活動支援センターといった就労の場を確保し、障がい者が働く喜びを得られるよう支援します。	相談支援専門員と連携して、就労の場が確保できるように支援しました。
製品の展示・販売機会の確保	障がい者の工賃水準の引上げや製品の制作意欲の向上のため、福祉サービス事業所等において障がい者が作成した製品の展示・販売の機会を確保します。	守谷市障がい福祉サービス事業所連絡協議会主催のふくしまつりで11事業所が出店し、展示・販売の機会を場を確保することができました。またいこいの郷や市庁舎ホールにおいて引き続き作品の展示を行いました。
障がい者就労施設等からの調達の拡大	障がい者就労施設等で働く障がい者の工賃水準の引上げや働く場の確保のため、市における障がい者就労施設等からの物品や役務の調達を拡大します。	市においては「守谷市における障がい者就労施設等からの物品等の調達方針」を毎年策定し、障がい者就労施設等からの物品や役務の調達の拡大を図っています。H28は849,749円、H29は1,278,641円、H30は1,317,040円となっており、調達実績は徐々に拡大しています。

3 ライフステージに応じた社会参加の支援と自立

3-3 社会参加の促進

(1) 情報提供・意思疎通の支援

【取組の方向性】

障がいの有無にかかわらず必要な情報を得ることができるよう、市が発信する情報についてのアクセシビリティを向上します。また、障がいの特性に応じて意思疎通を図ることができるよう、必要な支援を行います。

施策・事業	内容	H30年度における実施事項の詳細 (実施事項がない場合は、その理由)
市広報紙等の音訳化	視覚に障がいのある人等への情報提供のため、市広報紙等を音訳化し、対象となる人に配布します。	音訳ボランティアかっこうにより、「広報もりや」「市議会だより」、朗読ボランティアコスモスにより「社協だより」が音訳化され図書館に提供していただいています。図書館では、それらをデジタル化し、障がい者サービスの登録者へ宅配しています。
ウェブアクセシビリティの向上	市ホームページの運営に当たっては、利用者の年齢や障がいの有無にかかわらず、全ての人が同じようにホームページを利用できるよう、ウェブアクセシビリティの向上に配慮します。	市ホームページに情報を掲載する際には、各担当課ではもちろんのこと、ホームページの管理課である秘書課でも、最終的にウェブアクセシビリティに配慮した上で、公開処理を行いました。
「Morinfo（もりんふお）」による情報提供	各種イベントの開催情報や市民生活の利便性を向上させる情報を欲しいタイミングで入手できるよう、「Morinfo（もりんふお）」を運営します。	Morinfoは平成29年度から運用を開始しましたが、平成30年度も継続して運用し、また、Moriyaいきもの調査隊2018夏、市防災訓練での活用、市内イベントでのスタンプラリーなどで利用者の登録を促進しました。
視覚、聴覚、音声・言語機能障がい者の意思疎通の支援	視覚、聴覚や音声・言語機能に障がいのある人の意思疎通や情報収集の利便性の向上のため、必要な日常生活用具や補装具を支給します。	補装具は眼鏡：6人、補聴器：25人に支給を行いました。
手話通訳者・要約筆記者の派遣	聴覚や音声・言語機能に障がいのある人が社会生活を送る上で円滑に意思疎通ができるよう、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。	手話通訳の派遣を96回行いました。
手話通訳者等の育成	手話通訳者や手話奉仕専門員を育成するため、守谷市聴覚障がい者協会の協力を得て手話講座を開催します。	初心者を対象とし、入門コースの手話講習会を実施しました。10名の受講があり、7名の方が修了されました。
意思疎通における合理的配慮の提供	市窓口等において、筆談や手話、聞き取りやすい言葉で話す等、相手の障がいの特性に応じた意思疎通を行います。	聴覚障がいのある方には市の窓口に筆談ボードを設置し、字を大きく丁寧に記載したりゆっくり大きな声で話すなどの配慮をしています。また杖立てを設置しているフロアもあります。

(2)移動の支援

【取組の方向性】

障がい者が気軽に外出することができ、社会参加が促進されるよう、移動に係る福祉サービス等の提供をはじめとして、移動手段の確保に係る支援を行います。

施策・事業	内容	H30年度における実施事項の詳細 (実施事項がない場合は、その理由)
移動を支援する福祉サービス等の提供	障がいの特性に応じて、通院等介助、同行援護、行動援護といった福祉サービスや移動支援を提供します。また、これらの福祉サービスの提供事業者の参入を促します。	通院等介護138名、同行援護45名、行動援護延べ122名、移動支援延べ691名の利用がありました。また、事業所の設立に関する問い合わせがあった場合は、市内の事業所の提供状況の案内をしました。
自動車運転免許取得費・自動車改造費の補助	身体障がい者が社会参加のために自動車免許を取得した場合や所有する自動車を改造した場合に、その費用の一部を補助します。	申請がありませんでした。
福祉タクシー券の交付	重度の障がい者が医療機関への受診等を目的としてタクシーを利用した場合に、料金の初乗り運賃相当額を助成します。	タクシー券は311冊交付し、そのうち45.7%の利用がありました。 平成30年度執行額：2,543,160円
コミュニティバスの無料化	障がい者手帳を有する人について、市が運行するコミュニティバスの運賃を無料にします。	モコバスは障がい者手帳を有する方について無料で利用できます。
スロープ付福祉車両の貸出し	障がい者や歩行困難な高齢者等とその家族に対し、スロープ付福祉車両を無料で貸し出します。	平成30年度 車両貸出件数 78件
車いすの貸出し	突然のケガや病気などで、一時的に車いすの使用が必要になった人に対し、車いすを無料で貸し出します。	平成30年度 車いす貸出件数 223台
公共交通機関等の割引制度の周知	障がい者の外出時の経済的負担を軽減するため、障がい者手帳を有する人が受けることのできる公共交通機関の割引制度や有料道路の割引制度を周知します。	「障がい者福祉のしおり」において、公共交通機関の割引制度や有料道路の割引制度について記載し、障害者手帳を交付する際に案内してます。

移動時の合理的配慮の提供	障がい者が移動に際して困っているときは、段差を乗り越える手伝いをしたり、手を引いて安全な道筋を誘導するなど、協力できる範囲で移動を支援します。	【こども療育教室】 利用者に対し、必要に応じて手を繋いだり体を支えて移動のお手伝いをしています。 【児童福祉課】 保育所において移動が困難な障がいのある児童については、当該児童を支援する保育士を配置し、事故のないよう配慮しています。 その他、車いすの方をエレベーターまで案内したり、視覚障がいの方に手を貸して移動するなどの配慮をしています。
--------------	---	---

(3) 文化・スポーツ活動等の振興

【取組の方向性】

障がい者の情操を養い、健康の維持に資することができるよう、文化活動やスポーツ等に取り組む機会や参加の機会を確保します。

施策・事業	内容	H30年度における実施事項の詳細 (実施事項がない場合は、その理由)
文化・芸術活動の支援	障がい者が作成した作品等の発表や展示の機会を設けるなど、文化的活動を支援します。	守谷市障がい福祉サービス事業所連絡協議会主催の「守谷ふくしまつり」や守谷市障がい者福祉センターで実施する「ひこうせんまつり」等のイベントで障がい者が作成した作品等の発表や展示を行い、その後もいこいの郷や市庁舎ホールにおいて作品の展示を行いました。
スポーツイベントの開催	障がいの有無にかかわらず、多くの人々がスポーツに触れることができるよう、スポーツイベントを開催します。	スポーツフェスティバルにおいて、年齢に関係なく体験できる輪投げなどのスポーツや来場して楽しめるような飲食コーナーなどを取り入れました。
公民館、体育館の使用の支援	文化活動やスポーツ等を推進するため、障がい者団体が使用する場合の使用料を免除します。	市内の公民館をボランティア協会・心身障害児父母の会・聴覚障害者協会等が利用する場合には使用料を免除しています。
障がい者向けの図書の収集	視聴覚障がい者等の利用に供するため、点字資料、録音図書、大活字本、拡大写本、さわる絵本等の資料を収集します。	点字資料（図書1冊、雑誌6冊）、録音図書（朗読CD）17点、大活字本67冊を受入れ提供しました。
情報の提供	障がい者を対象とした文化活動やスポーツについての情報を提供し、活動への参加を支援します。	【こども療育教室】 各種イベントの情報をこども療育教室内の掲示板に掲示しお知らせしています。